

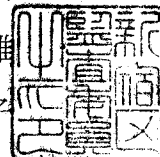


新宿区監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、
財政援助団体等監査の結果に基づき新宿区長が講じた措置について、別
紙のとおり公表する。

令和6年4月17日

新宿区監査委員	國井政利
同	平井光雄
同	石黒清子
同	木もとひろゆき

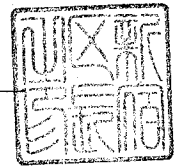




6 新総総第 226 号
令和 6 年 4 月 15 日

新宿区監査委員 國 井 政 利 様
同 平 井 光 雄 様
同 石 黒 清 子 様
同 木もと ひろゆき 様

新宿区長 吉 住 健



財政援助団体等監査の結果に基づく措置について（通知）

令和 6 年 2 月 16 日付け 5 新監査第 285 号による「令和 5 年度財政援助団体等監査結果報告書」の中で指摘を受けた事項について、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第 199 条第 14 項の規定に基づき通知します。



令和5年度 財政援助団体等監査（令和6年2月）

1 監査結果の内容

【公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター】

法人は、雇用する労働者からの内部公益通報について適切に対応せず、新宿労働基準監督署から賃金の一部未払いや就業規則の不備等については是正勧告を受けた。

法人においては、勧告に対する是正措置を行うとともに再発防止に取り組んでいるが、区的全額出資団体として、今後更にガバナンスの強化に向け取り組まれない。

【文化観光産業部消費生活就労支援課】

法人が区的全額出資団体であることを鑑みると、課は法人に対して、会計経理等が適正に処理されているか、法人の活動が関係法令に準拠しているかは当然のこととして、組織として内部統制が図られているかについても検証しなければならない。

課においては、法人の健全な運営及び発展が図られるよう、必要な指導及び助言を行われたい。

2 講じた措置の概要

消費生活就労支援課長から法人事務局長あて、法人内の内部統制の確立と組織ガバナンスの強化に徹底的に取り組むよう要請した。これに対して法人からは、コンプライアンスの確保及び組織ガバナンスの強化、財団の意識改革の醸成、コンプライアンス・リスク管理研修の実施、顧問の社会保険労務士と弁護士の活用、財団の信頼回復と透明性の確保の推進、区との連絡体制の強化に取り組む旨報告があった。

これらを支援、確認していくため、消費生活就労支援課は以下の取組を行う。

(1) 連絡会議の開催（毎月1回以上） 別紙のとおり運営要領を制定

区と財団の定例的な連絡会議を開催する。消費生活就労支援課長及び財団事務局長はじめ関係職員が参加し、情報共有を図るとともに、コンプライアンスの徹底及びガバナンスの強化に向けた財団の取組状況を定期的に確認、点検する場とする。

(2) 現地調査・ヒアリングの実施（年3回以上）

実績報告、事業計画、予算編成時等に会計の適切な処理に加え、規程や規則の改正等、財団のコンプライアンス、ガバナンスに向けた取組みが適正に行われているかを現地で実際に聞き取り、確認する。

(3) 財団との迅速な情報共有及び必要に応じた指導、助言（通年）

通常の業務を通じて、迅速な情報共有を図る。労務事務等においては、必要に応じて区が直接関係機関等へ確認するとともに、区として適切に指導、助言を行っていく。

新宿区と公益財団法人新宿区勤労者・
仕事支援センターの連絡会議運営要領

(目的)

第1 新宿区と公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター（以下「財団」という）との情報共有を図るとともに、財団内のコンプライアンスの徹底及びガバナンスの強化に関する取組み状況の確認及び点検を行うことで、財団の健全な運営及び発展を図ることを目的とする。

(組織)

第2 構成員は別表のとおりとする。

(会議)

第3 連絡会議は、新宿区文化観光産業部消費生活就労支援課長（以下「消費生活就労支援課長」という）が毎月1回以上日を定めて招集し、主宰する。
2 消費生活就労支援課長は、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(所掌事項)

第4 連絡会議は、次に掲げる事項について所掌する。

- (1) コンプライアンスの徹底及びガバナンスの強化に関する取組み状況の確認及び点検
各年度の重点事項については別途定める。
- (2) 規程改正等の事前説明及び報告
- (3) 対応困難事例、懸案事項等の報告
- (4) 財団課長会での検討事項等の情報共有
- (5) その他必要な事項

(事務局)

第5 連絡会議の事務局は、新宿区文化観光産業部消費生活就労支援課に置く。

附則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。

別表

新宿区文化観光産業部消費生活就労支援課長
新宿区文化観光産業部勤労者・仕事支援センター担当課長
新宿区文化観光産業部消費生活就労支援課消費生活就労支援係長
新宿区文化観光産業部消費生活就労支援課消費生活就労支援係職員
公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター事務局長
公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センター法人経営部法人経営課長

新宿区と公益財団法人新宿区勤労者・仕事支援センターの連絡会議
令和6年度重点事項

4月

- ・「コンプライアンスの確保及びガバナンスの強化について（報告）（令和6年1月26日付5財新仕法第606号の2）」の確認及び点検
- ・「労務事務総点検」（令和5年12月13日環境建設委員会 報告）に基づく就業規則等の改正状況の確認及び点検
- ・令和5年度及び令和6年度「労働環境確認報告書」の確認及び点検

5月

- ・「令和5年度事業報告書及び決算書」への取組み状況の反映の確認

6月

- ・令和3年度及び令和4年度労働環境モニタリング実施結果の確認及び点検

7月

- ・令和5年9月1日に顧問契約した社会保険労務士の活用状況の検証

8月

- ・令和6年1月1日に顧問契約した弁護士の活用状況の検証

9月

- ・内部通報外部窓口の設置の確認

10月

- ・令和6年度労働環境モニタリングの実施結果の確認

11月～1月

- ・これまでの懸案事項の再検討
- ・随時事項

2月

- ・「令和6年度事業計画及び収支予算書」への取組状況の反映の確認

3月

- ・年間総括
- ・新年度の取組方針の確認

随時事項

- ・財団内の労務管理の状況、ガバナンスの体制、研修の実施状況の検証
- ・財団の取組みのホームページへの掲載
- ・区と財団の連携及び情報共有